

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地  
「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン策定作業部会」 設置要綱（案）

（目 的）

第 1 条 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地のうち、沖縄島北部の自然環境の将来にわたる保全・管理並びに持続的な観光の推進に資する持続的観光マスタープランを策定するため、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議 沖縄島北部部会」の下に、作業部会として当該地域の保全・管理並びに観光・エコツーリズムに関わる関係者で構成する「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン策定作業部会」を設置する。

（検討事項）

第 2 条 「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン策定作業部会」は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- （1）沖縄島北部 3 村における持続的観光マスタープランに関する事項
- （2）その他、第 1 条の目的を達成するために必要と認められる事項

（構 成）

第 3 条 「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン策定作業部会」は、別紙に掲げる機関・団体をもって構成する。なお、参画機関・団体の追加・削除については作業部会の合議により決定する。

（運 営）

第 4 条 「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン策定作業部会」は、事務局長が召集し、事務局長又は事務局長が指名する者が会議の議事進行を行う。

2 事務局長は必要に応じ、「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン策定作業部会」に構成機関・団体以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務局）

第 5 条 「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン策定作業部会」の事務局は、沖縄県自然保護課世界自然遺産推進室が務める。

2 事務局長は、沖縄県自然保護課世界自然遺産推進室長が務める。

（その他）

第 6 条 「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン策定作業部会」は、沖縄島北部 3 村の自然環境の将来にわたる保全・管理並びに持続的な観光のあり方を検討するため、有識者の意見を聴取し反映する。

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン策定作業部会」の運営に関して必要な事項は別に定める。

（附 則）

この要綱は、平成 3 0 年〇月〇日から施行する。

「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン策定作業部会」  
構成機関・団体一覧（平成30年〇〇月現在）

| 構成機関・団体                 |
|-------------------------|
| 環境省那覇自然環境事務所            |
| 林野庁九州森林管理局沖縄森林管理署       |
| 沖縄県環境部自然保護課世界自然遺産推進室    |
| 沖縄県農林水産部森林管理課           |
| 沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課       |
| 国頭村世界自然遺産推進室・国頭村企画商工観光課 |
| 大宜味村企画観光課               |
| 東村企画観光課                 |
| 一般社団法人 国頭村観光協会          |
| 大宜味村生物多様性センター運営協議会      |
| 特定非営利活動法人 東村観光推進協議会     |
| 一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー |